

～サプライチェーン全体におけるサステナビリティ・ESG 関連の取り組みを推進～

三菱地所グループ サプライヤー行動規範の制定

三菱地所株式会社（以下、当社）は、当社グループのサプライチェーン全体におけるサステナビリティ・ESG 関連の取り組みを推進すべく、2016年4月に制定した「三菱地所グループ CSR 調達ガイドライン」を改訂し、「三菱地所グループ サプライヤー行動規範」（以下、サプライヤー行動規範）を2022年4月1日に制定いたしました。人権・労働問題や気候変動等の課題が深刻化する中、当社グループが目指す「持続可能で真に価値ある社会の実現」に向け、当社グループの事業において遵守すべき項目を定めています。これらの項目について全てのサプライヤーの方々にご理解・ご協力いただきながら、取り組みを強化してまいります。

■サプライヤー行動規範について

「法律・条例の遵守」、「人権の尊重」、「地域社会・先住民の権利・文化遺産」、「労働安全衛生」、「企業倫理の確立」、「環境保全と環境への負荷軽減」、「情報セキュリティの確保」、「リスク管理体制の構築」の8項目で構成され、各項目で遵守すべき事項、期待したい事項を記載しています。

またサプライヤー行動規範は、「IFC パフォーマンススタンダード^{※1}」、「レスポンシブル・ビジネス・アライアンス行動規範^{※2}」、「ビルディング・レスポンシブリティ 原則^{※3}」などの主要なサステナビリティに関する国際基準を参照しています。

サプライヤー行動規範（三菱地所グループのサプライチェーンマネジメントの取り組み）：

<https://www.mec.co.jp/j/sustainability/activities/social/supply-chain/>

※1 国際金融公社が策定した環境・社会ガイドライン

[Performance Standards \(ifc.org\)](https://www.ifc.org/Performance-Standards)

※2 電気電子機器産業におけるサプライチェーンの労働・安全衛生・環境・倫理に関する行動規範

[RBACodeofConduct7.0_Japanese.pdf \(responsiblebusiness.org\)](https://www.responsiblebusiness.org/RBACodeofConduct7.0_Japanese.pdf)

※3 エンジニアリング・建設業界のグローバル企業を中心に構成された団体が策定した労働者の労働安全衛生等に関する原則

[Principles — Building Responsibly \(building-responsibly.org\)](https://www.building-responsibly.org/Principles---Building-Responsibly)

■サプライチェーンマネジメントの強化

当社は、サプライチェーン全体におけるサステナビリティ・ESG 関連の取り組み向上を推進すべく、サプライヤー行動規範の遵守状況を確認するため、ヒアリングシートを用いた調査を実施しています。当面は、当社グループのサプライチェーンにおいてサステナビリティリスクが高くなる傾向の強い^{※4}「施工会社」「清掃会社」を対象に実施し、今後それ以外の取引先にも範囲を広げ実施をしていく予定です。

※4 サステナビリティリスクが高くなる傾向が強いとした判断基準

①外国人労働者や技能実習生等の、立場が弱くなりがちな労働者の雇用が想定されること

②環境への負荷が高い事業であること

③多重の委託構造であり、リスク把握・特定が困難である場合があること

当社では、「サプライヤー行動規範」の遵守状況について、一次サプライヤー（直接の取引先）のみならず、二次以降のサプライヤー（取引先の委託先）についても調査を実施していきます。サプライチェーンを深掘した調査を通じて、潜在的なリスクを特定し、調査結果から改善の取り組みを該当サプライヤーに要請してまいります。また本調査と併せて現地確認等による調査も実施し、サステナビリティ・ESG 関連の取り組みを推進していきます。



以 上